

注目情報

スクールバス運行計画（案）へのご意見を募集します！

小合地域小学校統合実行委員会では、過去2回の安心安全部会において、秋葉区教育支援センターが作成した「小合東小学校スクールバス運行計画（案）」について協議しました。

さらなる検討の材料とするため、小合地域・保護者の皆さまを対象に、現時点のスクールバス運行計画（案）をお示しし、それに対するご意見を募集します。



■ スクールバス運行計画（案）について

（1）基本方針について

スクールバスの運行には一定の条件があり、「基本方針」に基づき運行することとしています。「基本方針」については、次のページに記載しておりますので、ご覧ください。

（2）対象児童について

「基本方針」では、対象となる児童を「統合に起因して遠距離通学となる児童のうち、通学距離が片道2km以上となる児童」と定めていますが、令和9年度入学予定の児童も含め、在校児童の通学距離を調べたところ、全ての児童が実際に歩く距離が2km以上となることが確認できたことから、現状では、小合小学校区の希望する児童全員が乗車できる見込みです。

（3）運行経路と乗降場所

現状のルート案では、マイクロバス2台が小合小学校区の北側と南側に分かれ、2ルートで走行する予定です。

また、乗降場所は、「基本方針」に基づき安全性も考慮しつつ、極端に遠くなる児童が生じないように、全ての児童が自宅から1km未満となるよう設定しました。

※ 現状のルート案と乗降場所案については、新潟市ホームページに掲載するほか、

秋葉区教育支援センターおよび小合地区コミュニティセンターでも資料を閲覧することが可能です。



↑ルート案と乗降場所案は
こちらから確認できます。
(新潟市HP)

■ ご意見をお聞かせください

このたよりに掲載の「基本方針」や「Q&A」および新潟市ホームページに掲載のルート案等をご確認いただき、ご意見のある方はオンラインもしくは書面にてご提出ください。

■ オンラインで提出する場合

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/17ff1483-1812-4f42-9e6e-c4b8748e2d8e/start> (新潟市オンライン申請システム「e-NIIGATA」)

■ 書面で提出する場合

<郵送の場合> 〒956-8601

新潟市秋葉区程島 2009 番地 秋葉区教育支援センター 宛

<FAXの場合> FAX 番号：0250-25-0228

<持参の場合> 秋葉区教育支援センターもしくは小合地区コミュニティセンターの窓口に提出

■ 意見受付期間

令和8年3月16日（月）～ 4月17日（金）



【意見送信フォーム】



■ ■ スクールバス運行基本方針について

新潟市においては、スクールバスの運行には一定の条件や基準があり、小合地域についても、他の地域と同様の取扱いとなります。スクールバスの運行計画を策定するにあたっては、下記の基本方針に基づき検討を行うこととしています。

小合地域の小学校統合に伴うスクールバス運行に係る基本方針

令和7年11月11日

小合地域の小学校統合に伴うスクールバスの運行については、この基本方針に基づき、小合地域小学校統合実行委員会の安心安全部会において、PTA、小合地域コミュニティ協議会、自治会町内会の代表者と、学校教職員および秋葉区教育支援センターが検討・協議等を行う。

1 目的

本市は学校統合に起因して、遠距離通学となり、他に交通手段がない児童生徒を安全に通学させるためにスクールバスを運行する。

2 対象児童

小学校児童の場合は通学距離が概ね片道2キロ以上で、乗車を希望する児童を対象とする。

3 運行経路

運行経路については児童の通学の安全に配慮した上で、以下の点に留意して決定する。

- (1) 原則として一般国道、県道、市道を通行すること。
- (2) 出発地から目的地まで最短距離の経路とすること。但し、道路状況などを踏まえて、安全に通行できる経路を優先すること。
- (3) 既に運行している地域との整合性を図りながら、可能な限り効率的に運行できる経路とすること。

4 乗降場所

乗降場所については児童の通学の安全に配慮した上で、以下の点に留意して決定する。

- (1) 乗降場所は可能な限り集約し、複数の児童が利用すること。
- (2) 児童が滞留するスペースがあること。
- (3) バスの停車時に他の車両等の通行に支障がないこと。
- (4) 民有地を利用する場合は、所有者等の同意が得られること。
- (5) 上屋などの構築物や標識は設置しないこと。



5 車両

児童数の増減見込みや道路の状況を踏まえて、車両を選定すること。

また、効率的な運行経路とすることにより、必要な限度の台数とすること。

6 その他留意事項

教育課程外においては、スクールバスの運行は行わないこと。

児童数の増減や道路状況の変化等により運行経路等の見直しが必要となった場合は、その都度、協議を行うこと。



【新潟市HPへのリンク】
このおたよりは新潟市のホームページにも掲載しています。

【この紙面についての問合せ先】

小合地域小学校統合実行委員会事務局
新潟市教育委員会 教育総務課 教育政策室 Tel:025-226-3177

(裏面もご覧ください。)

■ ■ スクールバス運行にかかるQ&A

これまでのスクールバス運行計画（案）に関する検討の中で、統合実行委員会の委員等からいただいたご意見や要望に関する回答を掲載します。（※現行案は、これらの意見を反映したものになります。）

■北ルートについての提案・要望

Q1 蕨曾根にバス乗降場所をつくってほしい。

A1 蕨曾根の地域において、四ツ興野の乗降場所までの距離が1km以上ある児童がいることを確認しました。また、大秋の乗降場所も蕨曾根からは遠く離れているため、ご要望のとおり蕨曾根に乗降場所を設けました。

Q2 出戸公会堂をバス乗降場所に追加してほしい。

A2 出戸公会堂と四ツ興野ふれあいセンターの間は200mと近いことに加え、出戸公会堂から国道に出る場合や国道から入る場合において、交差点に信号機がないため、他の走行車との衝突の危険性が高いことが予想されます。また、バスの乗降場所は可能な限り集約することとしており、乗降場所を増やすことは運行時間も増えてしまうことから難しいと考えます。他の地区には出戸地区と同等以上の距離を歩く児童がいることをご理解ください。

■南ルートについての提案・要望

Q3 川根のバス乗降場所の登校時の乗車時刻が路線バスの時刻と近く、危険ではないか。

A3 川根のバス乗降場所の乗車時刻を路線バスの時刻とずらすことで危険を解消しました。

Q4 新通り地区（浦興野）にバス乗降場所をつくってほしい。

A4 新通り地区は近隣の乗降場所まで多少距離があること、また、同地区は新入学児童が多い見込みであることから、ご要望のとおり新通り地区にバス乗降場所を設置しました。

Q5 浦興野の両国橋付近にバス乗降場所をつくってほしい。

A5 児童が滞留するスペースがあること、また、バス停車時に他の車両の通行に支障がないことを考慮して、浦興野集落開発センターを乗降場所に設定しました。
なお、両国橋付近は道路が曲がっているところが多く、乗降場所として適する場所が確認できませんでした。また、Q2回答のとおり、乗降場所は可能な限り集約し、複数の児童が利用することを考慮して設定しています。他の地区には浦興野地区と同等以上の距離を歩く児童がいることをご理解ください。

■その他の質問・要望

Q6 小合小学校区の児童は全員スクールバスに乗車できるのか。

A6 小合小学校区在住の全児童（未就学児含む）の通学距離を計測したところ、全員が2km以上となることを確認しましたので、全児童が乗車可能なルートを考案しました。なお、自宅からバス乗降場所までの距離が1km未満となることを基準とし、現状の案では、全ての児童が自宅から最寄りの乗降場所まで1km未満となっています。

（※裏面につづく）

Q7 路線バスがある出戸・子成場・川根にスクールバスは必要か。

A7 新潟交通観光バス(株)が運行している路線バス（潟東・白根―臼井―新津線）は、小学生の登下校の時間と運行時間が合わず、また、運行会社よりダイヤ変更や増便はできないと回答があったことから、スクールバスを運行することとしました。区バスについても同様に検討しましたが、時間が合わず利用不可となりました。

Q8 児童は利用するバス乗降場所を自由に選べるのか。

A8 乗降管理や見守り等の関係上、また、バスの定員の関係上、基本的には定められた乗降場所を利用していただきますが、特別な事情等がある場合は学校もしくは秋葉区教育支援センターにご相談ください。なお、安全管理上、道路の通行止め等の特別な事情がある場合を除き、当初決められた乗降場所以外で乗降することはできません。

Q9 児童が欠席等で当日バスに乗らない場合はどうすればいいか。

A9 欠席時の連絡体制など運用ルールは学校が案をつくり、統合実行委員会において検討する予定です。最終的には学校が決定し、説明会等の場でご説明します。

Q10 冬場の三津屋八幡宮は児童の待機場所として適切か。

A10 三津屋八幡宮周辺はいくつかの自治会が複合しているエリアであり、除雪が困難な箇所です。積雪の際は、近くにあるトンネル内（車2台がすれちがい可能な広さ）を児童待機場所とする方向で検討しています。

なお、他の乗降場所においても、道路の除雪は行われますが、児童待機場所の除雪は地域や保護者の皆様のご協力をいただくこととなります。

Q11 バス乗降場所に見守りの保護者は配置するか。

A11 見守りの保護者もしくはボランティアの配置をお願いする方向で検討を進めます。

Q12 乗車時間をもっと短縮できないか。

A12 当初案において最初に乗車する児童の乗車時間は45分と計算していましたが、検討を重ねた結果、現状案では最長でも35分になる予定です。

Q13 南ルートを分割してバスを1台追加できないか。

A13 スクールバスは児童数に応じて台数が決まります。スクールバスの運行費用は非常に高額であり、市内他地域の状況を見ても、バスの追加は難しいものと考えます。

Q14 新潟市ファミリー・サポート・センター（以下、ファミサポ）のシステムを活用してバスに乗れなかった児童の送迎を支援できないか。

A14 遅刻等によりバスに乗車できなかった児童の送迎にあたり、ファミサポを利用するかどうかは保護者が個々の判断で決めてもらうものであり、教育委員会や学校が決めるものではないと考えます。

Q15 個人の意見要望がどこまで反映されるのか。

A15 スクールバスの運行については、統合実行委員会での検討を受け、最終的には教育委員会が決めるものです。児童の安全確保と円滑な運行のため、地域・保護者の皆さまからのご意見を参考にしながら検討を行いますが、個人の意見要望をすべて受け入れるものではありません。「基本方針」に基づき、運行時間や安心安全にバスが通行できる経路を考慮して、全体として最良と思える運行計画を策定します。